

マイナンバーカード交付等専用窓口の設置について

1 目的

国からマイナンバーカードの普及促進に係る緊急対応を求められていることを踏まえ、より一層の交付促進を図るため、マイナンバーカードの交付、更新、相談等に特化した専用窓口を設置する。このことにより、これまで以上に利便性の高い窓口対応及び迅速な事務処理を可能とし、窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮等、区民サービスの向上を目指す。

2 設置場所

庁舎2階 吾妻橋観光案内所跡地（旧カフェテリア）

3 組織体制

窓口課住民異動係の窓口の一部として運営する。

4 取扱業務

窓口課の業務のうち、住民票の異動を伴わないマイナンバーカードの交付等の業務を集約的に行うとともに、その機能を強化していく。なお、水曜日の夜間延長及び第2・第4日曜日の休日開庁にもこれまでどおり対応する。

マイナンバーカードの交付・更新

マイナンバーカードの申請・受取勧奨

マイナンバーカードの申請手続支援

マイナンバーカードコールセンター

その他マイナンバーカードに関する各種相談対応

転入・転居、婚姻等に伴うマイナンバーカードの書換え（住所変更、氏名変更等）については、効率性を考慮し、引き続き1階窓口課の窓口で行う。

5 スケジュール

令和3年 9月 補正予算案の提出

10月～ 工事、物品購入等の契約手続

11月～ 改修工事（令和4年2月中 終了予定）

12月～ 人材の確保

令和4年 3月 専用窓口開設（予定）